

随意契約理由書

件名	落合クリーンセンターパルスプラズマ脱臭装置点検整備	
契約の相手方	サンレー冷熱株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>パルスプラズマ脱臭装置は、ごみピットの悪臭が周辺住宅地に拡散し住民生活に支障をきたすことを防止するための設備で、24時間連続運転され、ごみ中継施設の主要設備の一つとなっている。</p> <p>本件の点検整備業務は、この装置の性能を維持し、ごみ中継業務のスムーズな運営を確保するために実施するものである。</p> <p>本装置は上記業者が独自の技術で設計・施工納入したもので、当該業務には設計・施工した業者しか知りえない装置の構造や機能の把握が不可欠である。また、劣化部品の交換・調整や不具合を発見した時の緊急対応が必要であるが、部品供給や修理・調整ができるのも上記業者のみである。</p> <p>以上の理由により、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局施設課落合クリーンセンター	(電話番号 792-3824)